

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成30年度（2018年度）第8回（定例会）

署名人 平良 浩

教育長 田端 一正

開催日時 平成30年（2018年）7月19日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時35分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

（総務課）仲程直毅課長、森田勝副参事、平良尚子副参事、赤嶺明日香主幹、加藤和歌子主査、
平安真希子主査

（中央図書館）岸本修館長、上原善英主幹、粟森俊司主査

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

【こどもみらい部】

（こども政策課）平良進課長、並里しげみ副参事、玉城亜希巳主査、儀武小百合主任主事

議事日程

- 1 議案第13号 那覇市立図書館協議会委員の委嘱について【中央図書館】
- 2 報告1 教育長が臨時代理したことについて【総務課】
- 3 議案第14号 平成31年度教育委員会組織定員管理運営方針について【総務課】
- 4 議案第15号 那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について【総務課】

5 報告2 那覇市議会6月定例会における議決議案及び代表・一般質問答弁状況について【総務課】

会議録作成（総務課）平良俊弥主査

田端教育長 平成30年度第8回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は、平良委員にお願いしたいと思います。本日は議案3件と報告2件です。

初めに議案第13号「那覇市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。屋比久生涯学習部長、どうぞ。

屋比久部長 議案第13号「那覇市立図書館協議会委員の委嘱について」、那覇市立図書館協議会委員を別紙のとおり委嘱する。平成30年7月19日提出。教育長 田端 一正。
提案理由 那覇市立図書館協議会委員の解職により、図書館法第15条及び那覇市立図書館条例第5条の規定に基づき、補欠委員を委嘱するので、この案を提出するものでございます。詳細につきましては、中央図書館の方から行います。

田端教育長 はい、岸本中央図書館長、どうぞ。

岸本館長 ご説明いたします。図書館協議会委員の大田 佳世子さんが、本年4月の定期異動により、久米島町の小学校校長として転出されました。それに伴いまして後任の委員を那覇地区学校図書館協議会へ推薦の依頼をしておりましたところ、小禄小学校教諭の鈴木 英範教諭の推薦をいただきましたので、大田 佳世子委員の後任として提案を申し上げます。なお、任期につきましては、前任の大田委員の残任期間となりますので、平成31年8月15日まででございます。以上でございます。よろしく審議のほどお願い申し上げます。

田端教育長 この件について、ご質問、ご意見等、ありませんでしょうか。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 鈴木 英範先生の小禄小学校での校務分掌は、どんなものをおこなわれますか。教務主任ですか。

岸本館長 申し訳ございません。現在、校務分掌については確認をしていないのですが、現在、沖縄小学校国語研究会の事務局の方で、事務局従事しておられる方でございます。

田端教育長 ほかにありませんでしょうか。はい、喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 教えていただきたいんですけども、図書館協議会の主な役割を教えてくださいなと思います。

岸本館長 図書館協議会の役割といたしましては、那覇市立図書館の運営に関わる部分につきまして、図書館長の諮問に対しての答申に加えて、ご意見を直接館長に提案していただくといった役割を持っております。

喜屋武委員 ありがとうございます。

田端教育長 新たに1人を交代することで、委員は2ページの6名ということでよろしいでしょうか。

岸本館長 はい。

田端教育長 任期の終了が全員平成31年8月15日で終了ということになるんですね。その時にはもう一度改選ということになるのでしょうか。

岸本館長 はい。そうです。

田端教育長 ほかにないですか。よろしいでしょうか。それでは、他にご意見がないようですので、それでは議案第13号「那覇市立図書館協議会委員の委嘱について」は、議案のとおりで、異議はないということで、よろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 異議なしとのこと。議案第13号「那覇市立図書館協議会委員の委嘱について」は、議決いたしました。

次に報告1「教育長が臨時代理したことについて」は、予算に関する案件であるため、非公開とすることが適当であると思われ。報告1を非公開として、よろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。それでは報告1は非公開といたします。関係者以外は、退席をお願いします。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。続きまして、議案第14号「平成31年度教育委員会組織定員管理運営方針について」を議題といたします。はい、屋比久生涯学習部長、お願いします。

屋比久部長 議案第14号「平成31年度教育委員会組織定員管理運営方針について」、平成31年度教育委員会組織定員管理運営方針について別紙のとおり決定する。平成30年7月19日提出。教育長 田端 一正。提案理由 平成31年度の組織編成に向け、平成31年度教育委員会組織定員管理運営方針を決定する必要がある。この案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課の方から行います。

田端教育長 はい、仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長 私の方からは、資料のご説明をして、後は、担当の方から説明していただきます。ページをめくっていただきまして、今回の定員管理運営方針が1ページから2ページになります。それから3ページから6ページについては、左側が現行の方針で、今回の方針が「新（案）」となっている中央の列です。また、参考ということで市長事務部局の平成31年度の方針を右側に記載をさせていただきます。それから最後の7ページ目ですが、これにつきましては市長事務部局の方針ということになってございます。これについては、担当の赤嶺主幹の方から説明がでございます。

田端教育長 はい、赤嶺主幹、どうぞ。

赤嶺主幹 よろしく申し上げます。まずは、資料の1ページ、2ページの方が、今回、審議していただき、平成31年度教育委員会組織定員管理運営方針となっております。3ページから6ページの比較表につきましては、左側の「旧（現行）」と書いている列が教育委員会の平成30年度の方針です。中央の「新（案）」と記載されている列が1

ページと2ページの内容となっており、今回新たに策定する平成31年度の方針となります。右側の列、「参考(市)」と記載されている列が、市長事務部局がこの度、通知した平成31年度の方針です。こちらは参考のため、記載しております。この3ページから6ページの表を基に、ご説明したいと思います。平成30年度の旧の方針と平成31年度の新の方針を比べて、新しい項目は入っておりません。文言修正が幾つかございます。今回、修正部分は、旧の方で下線等を引いております。上から説明していきます。まず、導入部分ですが、年度ごとの方針となりますので、平成30年度から平成31年度へ年度の変更と、市長事務部局の平成31年度の方針が平成30年7月6日市長決裁となっておりますので、それに合わせて日付の記載を変更しております。旧の管理運営方針における基本方針の「本市の財政状況は極めて厳しい状況にあり」という部分ですが、今回、市長事務部局の方針では、厳しい状況ということは述べておらず、次の4ページの右側の(1)定員見込みで「10人程度を目途に増員する」ということが述べられておりますので、3ページの基本方針の1行目から4行目にかけて削除し、また、下から4行目の「人員の抑制に留意する」という文言も削除して、平成31年度の基本方針としております。次に4ページになります。1 組織機構については変更ございません。2 定員管理 (1) 定員見込数についても、市長事務部局で10人程度を目途に増員するとしていることから、教育委員会においても、平成30年度では「定数のうち実際に配置を予定する職員数は、『第2次那覇市教育委員会中期定員管理計画』を踏まえ、383人程度を見込む」としていたのを、平成31年度では、「定数のうち実際に配置をしている職員数は361人であるが、真和志南地区生き生き人材育成支援施設(仮称)の新設業務等を含め、今後の業務量増加を勘案し、定員の増員を見込む」としております。(2) 現業職の退職不補充についてから次の5ページの(9) 暫定配置(時間配置)した定員職員については、変更はございません。(10) 全国高校総合体育大会については、平成31年度に大会本番を迎えるということで、スピード感を持って取り組むための組織強化を図りたいところから、市民スポーツ課高校総体推進グループを時限的に室に変えるというものです。「平成31年度に開催される全国高校総合体育大会を推進するため、新たに高校総体推進室(仮称)の時限配置を検討する」と文言を全部変更しております。6ページの3その他につきましては変更ございません。以上、変更内容について、ご説明させていただきました。7ページは、3ページから6ページと重複しますが、市長事務部局の方針を参考に添付しております。平成31年度の定員管理運営方針ということで、説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

田端教育長 ありがとうございます。では、この件についての、ご意見、ご質問等があればよろしく願います。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 高校総体の人員配置についてですが、事務局は何名くらいいるんですか。

赤嶺主幹 今、現在の事務局職員ということで、よろしいでしょうか。

本仲委員 増もあるんですか。

田端教育長 その中身について、現在も含めて、説明をお願いします。はい、屋比久生涯学習部長、どうぞ。

屋比久部長 今、現在、高校総体グループには那覇市の職員4名おり、後、その競技ごとの責任者として競技団体の高校の先生が4名おり、計8名となっています。来年度に向けて準備をされていて、この8名に新たな増員が必要かどうかは、まだ決まっていはいないんですね。要求もないんです。ただ、今の体制がグループであるということで、例えば決裁とか、いろんな対外的な調整というのは、課でやっているものですから、実際には、課長がその責任者みたいなことになっています。ところが、実際に動いているのは高校総体推進グループなので、グループの室長がほぼやって、課長は何かの時に出ていくとなるんですけども、それだとやっぱり動きが遅いんですよ。対外的にも、決裁のラインにしても、少しチグハグな面がありますので、やっぱり時限的にも、室長という形でしっかり責任を持って、いろんなことができるようにということです。今年の調査の段階では、今のようなグループ体制でもまだできているんですが、来年はそうは行かないだろうということで、室に格上げをして管理職の室長を置こうという案でございます。増員が必要かどうかはですね、今後、次年度の予算の要求もありますし、人員の精査もして、増については、その後、検討ということでございます。

本仲委員 この辺は、効果的、効率的に事務作業ができるように工夫してもらえば良いなと思いますね。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。はい、平良委員、どうぞ。

平良委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、真和志南地区生き生き人材育成支援施設というのは、どこにできるんですか。

田端教育長 はい、屋比久生涯学習部長、どうぞ。

屋比久部長 これはですね。仲井真小学校の横の方、一方通行の狭い道があって、その所に新しくその人材育成支援施設として、コミュニティ機能、それからライブラリ機能、それから人材育成機能を持った施設を作るということでもあります。

田端教育長 休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

田端教育長 休憩を解いて、再開いたします。この件について、ほかにご質問はよろしいでしょうか。それでは議案第14号「平成31年度教育委員会組織定員管理運営方針について」は、議案のとおりで異議はございませんでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 異議なしとのことです。議案第14号「平成31年度教育委員会組織定員管理運営

方針について」は、議決いたしました。

次に、議案第15号「那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」を、議題といたします。屋比久生涯学習部長、どうぞ。

屋比久部長 議案第15号「那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」、那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定について、別紙のとおり市長に申し出る。平成30年7月19日提出。教育長 田端 一正。提案理由 教育委員会の所管に属する教育機関の職員定数を改正するため、市議会に提案予定の条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出する。詳細説明につきましては、総務課の方から行います。

田端教育長 はい、仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 ページを捲りまして、1ページ、2ページが意見の申出ということで、市長に対する鑑文等々になってございます。まず、この説明に入る前に、職員定数条例というのが、少しわかりにくいので、簡単に説明をしておきたいと思っております。地方自治法第172条第3項において、職員の定数は条例でこれを定める、但し、臨時、または非常勤の職員については、この限りではないという規定に基づき、職員定数条例は定められております。これは当該自治体の公務職員数の上限を定めているというものになります。従いまして、条例定数を超えて職員を採用することはできないということになります。実際上は、条例定数より実人員が少ない状況というのが、一般的であります。これは組織改編や職員移動を柔軟に行うことができることにより、行政需要の変化に、柔軟に対応しようとする措置と考えられているということでございます。それでは内容につきまして、担当の赤嶺主幹から説明をいたします。

田端教育長 はい、赤嶺主幹、どうぞ。

赤嶺主幹 それでは、よろしく申し上げます。那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出についてということで、平成31年度には全幼稚園が認定こども園へ移行することで、教育委員会から市長事務局へ、その所管が移ることとなります。また、小中学校の市費の学校事務職員についても、本務職員から非常勤職員への移行が終了しておりますので、併せてその定数を改正するという条例改正の内容となっております。資料の方を説明させていただきます。2ページをご覧ください。那覇市職員定数条例改正対照表ということで、現在、教育機関の定数条例は440人となっております。定数条例の人数とは、先程、仲程課長からも説明がありましたように、本務職員数の上限を条例でもって定めたものとなっております。また、教育機関とは、幼稚園、小中学校、公民館、図書館、教育研究所となります。そこに所属する本務職員数の上限が440人ということです。その440人から幼稚園教諭として、教育委員会が持っていた定数128人と、非常勤化が終了した小中学校の市費学校事務の本務

職員の定数53人を減じ、改正後の教育機関の定数が259人となります。対照表の右から二枠目の方に、平成30年度定員を記載しておりますが、この定員というのは、定数のうち実際に配置をしている職員枠となっており、平成30年度実際に配置している教育機関の職員枠は、228人となっております。今回、教育委員会から減ずる幼稚園教諭分の128人の定数については、所管が来年度、市長事務部局に全て移るということとなりますので、この定数は教育委員会からマイナスして、市長事務部局の方に移行されるということになります。3ページは、関係法令を参考に添付しております。今回、このような教育委員会の所属に属する教育機関の定数改正にあたって、教育委員会より市長宛てに意見を申し出する必要がありますので、今回、この案を提出しております。意見の申し出について、1ページを読み上げます。那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定に関する意見について、みだしのことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の所管に属する教育機関の職員定数について、現行の440人を259人に改正することに異議のない旨、意見を申し出ます。なお、那覇市教育行政施策の推進について、今後ともご配慮くださいますようお願い申し上げます。この案につきまして、説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

田端教育長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。はい、喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 幼稚園教諭が128名、市長事務部局に移動することなんですけれども、教育の分野を担う役割は凄く大きいかと思うんですけれども、例えば教育指導のシステムというか、そういうのも決められたものがありますか。

仲程課長 幼稚園の方が見えていますので。

田端教育長 はい、どうぞ。

並里副参事 幼稚園が全て幼保連携型認定こども園に移行するんですけれども、今、学校教育法の中でも、学校という位置づけですので、その中で、指導主事という名前を指導保育教諭という名称に変えて、こども政策課の方で、これまでと同じように小学校との連携を密にしながら、指導体制は今と変わらず行っていきます。

喜屋武委員 わかりました。ありがとうございます。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。はい、喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 もう一つお伺いしてよろしいですか。先程の議案と関係してくるんですけど、この定数は正規雇用の方々のことで、非常勤とかは、含まれないということでしたが、再雇用の方も非常勤とか、臨時職員の扱いになるのでしょうか。

田端教育長 定数の中に入るのかということですよ。はい、仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長 再雇用の場合ですね。1日通常の職員と同じ勤務時間を担当する再雇用の人と、それから短時間勤務の方がおりますけれど、1日本務職員と同じような勤務時間の方に

については、定数扱いをしようということになっております。しかしながら、教育委員会においての再雇用につきましては、現在のところ、短時間勤務、週30時間の勤務になっておりますので、この方々については、この数字の中には入ってこないという形になります。

喜屋武委員 今後、フルタイムでの勤務であれば、その数字に入ってくる可能性はあるということですか。

仲程課長 可能性はあります。

喜屋武委員 加えてもう一つ良いですか。年齢制限とかは、設けられているのでしょうか。

仲程課長 年金受給との関係がございますので、年金が受給できるまでの年齢ということで、今年度、再雇用された方々は最大3年間ですね。

喜屋武委員 今後ですけど、だんだん人が減ってきていて、学校教育にはどんどん力を尽くしていかなくちゃいけない中で、この年齢制限撤廃というのは、今後、検討していくということもありますか。

屋比久部長 再任用自体が、退職して年金を受給できるまでの間のものという考え方が強いので、再任用の制度としては、おそらくこのままだと思います。ただし、今後、人材を活用していくという意味であれば、また、再任用の後、そういった人材を活用するなんらかの方法というのは、今後出てくるのかなと思います。

喜屋武委員 ありがとうございます。

田端教育長 ほかにないですか。はい、平良委員、どうぞ。

平良委員 今回、学校事務の53人は非常勤ですか。

屋比久部長 はい、非常勤職員です。

平良委員 これは学校事務を行うにあたって、学校にいる事務職員、全員がそういう形態になっていくということですか。

田端教育長 この説明を仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 基本的に小中学校には、県費負担教職員という制度の中において、教員と同じように県費の方の学校事務職員がおります。まずその方が中心となりまして、そして那覇市からの、今回の非常勤の学校事務補助員といいますけれども、補助的な業務を担います。基本的にはこの2人体制で学校事務を担っているという形になります。

田端教育長 では、今回のこの53人というのは。

仲程課長 これは市費の部分の話になりますね。

田端教育長 ということは、もう本務の市の事務はいないということですか。全部、非常勤職員ということになりますか。

仲程課長 平成20年度に全て非常勤化となっております。もう10年くらいは市費の学校事務職員は非常勤でやっております。

屋比久部長 市費の学校事務職員は非常勤でやっていますが、そのまま定数としては持っている

訳です。今回、この幼稚園の教諭と絡めて、この辺を現状に合わせてという条例を改正するという事です。

田端教育長　ほかにありませんでしょうか。よろしいですか。それでは議案第15号「那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、議案のとおりで、異議はございませんでしょうか。

全員　異議なし。

田端教育長　異議なしとのことです。それでは議案第15号「那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、議決いたしました。

次に進みたいと思います。報告2「那覇市議会6月定例会における議決議案及び代表・一般質問答弁状況について」の説明をお願いいたします。屋比久生涯学習部長、どうぞ。

屋比久部長　報告2「那覇市議会6月定例会における議決議案及び代表・一般質問答弁状況について」、みだしのことについて、別紙のとおり報告する。平成30年7月19日提出。教育長 田端 一正。報告理由 那覇市議会平成30年6月定例会における議決議案及び代表・一般質問答弁状況を報告するものでございます。詳細説明につきましては、総務課から行います。

田端教育長　はい、仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長　6月定例会における代表・一般質問答弁状況ですね。若干の説明をいたします。お手元の資料、ページを2枚ほど捲りまして、A4の縦の資料になっておりますけれども、課別答弁状況一覧表というのがございます。6月定例会の代表・一般質問を合わせまして、下の方でございますけれども、計43件の質問がございました。それでは、各課別の質問概要等を、若干、説明をいたします。まず生涯学習課には、生き生き人材育成支援施設や給付型奨学金について、それから第70回優良公民館表彰において最優秀館に選ばれた若狭公民館を那覇市としても表彰できないか、との質問等4件がございました。若狭公民館の表彰については、社会教育功労団体表彰を検討したいとの答弁をしております。次に市民スポーツ課ですが、那覇マラソンのスタート時の待合エリア内にトイレを設置できないか、との質問がございます。これは、トイレは待合エリアの外にあるということなんですけれども、トイレから戻って来た時に、もといいた列に戻れず後列にまわされることがあると、それは良くないのではないのか、という主旨の質問でございました。次に施設課ですけれども、上間小学校と石嶺小学校の改築事業の進捗について、そして古蔵中学校の水道設備について、2件の質問がございました。古蔵中学校の件につきましては、4月に公明党市議団が視察した際に、水道蛇口などから濁り水が出ていたとのことからの質問でございます。それについては、直ぐに対応したところでございます。次に中央公民館ですけれども、公民館の年間計画や昨年度の取組結果を市民に向けて発表する取組ができないか、との質問がご

ございました。公民館のことを知らない市民が多いのではないのかとの主旨からであったと思います。中央図書館についてですが、図書館の利用状況や市の刊行物の受け入れ状況についてなどの質問がございました。続きまして、学校教育課ですが、学校の安全対策、教職員の長時間労働、部活動の状況、フッ化物洗口の全校実施、男女混合名簿の導入経緯、道徳教科書選定など、29件の質問がございました。続きまして教育相談課ですが、子ども寄添支援委員やむぎほ学級で使用する施設に関することや、その活用内容についての質問がございました。学務課につきましては、城間市政が前進させた子育て支援についてや、指定校変更についての質問がございました。子育て支援といたしましては、就学援助の拡充を行ってきたというような答弁をしております。それぞれの詳細につきましては、1ページから35ページまで添付してございます。確認をいただければと思います。また、本定例会におきましては、補正予算を除きまして、関係する議決議案はございませんでした。ということで説明を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

田端教育長 ありがとうございます。この6月定例会の答弁状況ですので、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。はい、平良委員、どうぞ。

平良委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、色覚チョークというのはどういうものなんですか。ちょっと初めて聞く名前ですから。

田端教育長 奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長 視覚障がいを持っている方で、普通のチョークだと見づらいという部分があって、そういった方でも見やすいような色素とか、そういった物を含んでいます。ちょっと濃い目ですね。赤とか、そういった色が濃い目になっていて、それがはっきり出るようです。今、本市の方では、赤系のチョークでも朱赤と赤があるそうです。朱赤は色覚チョークで、赤は普通のチョークです。その他の色についても、白と赤以外は全部、色覚チョークを使っているそうです。今日も新聞か何かであったような気がするんですが。そういう形で、視覚障がいを持っている方でも見やすいチョークだということが言われています。

平良委員 ありがとうございます。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかに、喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 答弁の中で、子ども達の中で視覚とか、聴覚障がいの子も達についての話の中で、子どもが障害者手帳を取得しているかどうかというのは、把握していないという答弁がありましたけれども、これは何か理由とかありますか。学校として把握する必要性がないのか、若しくは把握するには個人情報関係で、いろいろ難しいとかってというのは、理由があれば教えていただきたいと思います。

田端教育長 12ページですね。

喜屋武委員 学校教育課への質問の中で、手帳を持っているかどうかを把握していないというこ

とが、教育委員会としてなのか、学校もそうなのか。把握していないのであれば、何か理由があったら教えていただければと思います。

田端教育長 森田学校教育副部長、どうぞ。

森田副部長 教育委員会としては、子ども達が、その聴覚の異常があるというのは、その健康状態調査でわかるんですけど、障害者手帳を持っているかどうか、という確認まではしていないということですね。

喜屋武委員 これまでそういう調査をしたことはあるのでしょうか。

田端教育長 はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 多分に特別支援学級の子は障害者手帳を持っていない方が多く在籍しているので、調査をしていないと思います。わざわざ調べるという仕組みがないんだと思います。支援学級の子は出す時に、資料としてディサービスとか親御さんからの声が全部添付されていて、自主申請の方が進んでいるのではないかなということ。そして、手帳を持っているから特別支援学級ではないんですね。手帳を持っていない子で、特別支援学級にいる子もいます。そこの部分で今まで整備をしてくれなかったと思うんです。

喜屋武委員 例えばこの特別支援ヘルパーさんを付けるとか、支援学級に行きたいとかということとは、親御さんの申請ということですか。

比嘉委員 親御さんの申請、そして就学支援委員会の審査を通るかの問題で、手帳とは別です。

屋比久部長 学校教育において、手帳を持っているからと言って、そこでその特別な制度があるかといったら、そうではなくて、やっぱりその子の状態に合わせてというところがあるので、特にその手帳の有無というのは、学校教育においては、特にこれまで必要としておりません。

奥間部長 少し補足なんですけど、中学校においては、高校進学時には、特別支援学校に行く時には、手帳があるかないかの確認がありますので、その時点では確認をします。ただ、入学をする時点とかでは、ここに書いてあるように、健康状況調査表という部分で、チェックをするという形に、今、現状ではなっていると思います。

比嘉委員 わかりました。ありがとうございました。

田端教育長 再度、詳しい内容をちょっと担当の方で調べようとは思いますが。ほかにありませんでしょうか。はい、平良委員、どうぞ。

平良委員 学校の水道設備ということで、ちょっとお聞きしたいんですけども、各学校とも、学校薬剤師の先生が水質検査すると思うんですけど、この水質検査の中で、残留塩素の基準があるんですけども、これが基準値よりも下回るとか、そういう学校はできていますか。

奥間部長 恐らく使用量によって違ってくると思うんですよね。上の方にタンクがあって、そのタンクを目一杯入れた状態にして使用していると、日が経つにつれて残留塩素は減ってきますので、それで塩素が少し足りませんねという学校があるかも知れません。

ただ、それは調整をして、水位の調整をしながら、薬剤師との話し合いや、学校保健委員会の中で、そういった確認をされていると思いますので、そういう場合があったら調整をしてやっていくという形になると思います。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにありませんでしょうか。森田副部長、先程の件でしょうか。

森田副部長 先程の障害者手帳の件ですけれども、学校においては、やはり保護者から自主的に報告がある場合は、その数はわかるけれども、学校側から積極的にその情報を聴取はしていないということでした。

田端教育長 ほかにありませんでしょうか。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 この間、神原小学校の計画訪問で気付いたんですが、安全マップを作っていましたね。安全マップをああいいう形で作るというのは、大変素晴らしいことではあるんだけど、危険個所というのはどんどん変更していくんじゃないかなと思うんですよ。ですからああいいう印刷物ではなくてね、アップデートができるような、要するに校区の図面は原本として取っていて、それで危険個所というのは、どんどん増えていたり、変更したりするものだから、それで内容に修正を加えたりできるような形でないといけないんじゃないかなというふうに思ったんですよね。僕らは安心、安全は全てに優先するという考え方に基づいて、非常に大事なことじゃないかなということと、あれは児童玄関の所がないといけないんじゃないかなと思うんです。職員室ではなくてね。だから子ども達がいつも目にする所で、「今度、また、安全マップが変わったよ」って学級の担任が、こう連絡して、ちょっと確認してもらわないといけない。「どこが変わったかわかるかな」とかね。というふうな声掛けも必要じゃないかなと思うんですけど。安全マップを作ったのは凄く素晴らしいことだけど、あれはA3サイズくらいだから小さいですよ。本当は、あれは模造紙くらいの大きさが必要じゃないかなと思うんですよ。あのような安全を前面に出すような教育というのは、凄く大事なことじゃないかなと思っています。そういうことで、校長連絡協議会の中でも安全マップの再点検みたいなものの展開をしてもらえれば良いなと思います。

田端教育長 はい、奥間学校教育部長、どうぞ。

奥間部長 今、本仲委員の話された部分は、前回の校長連絡協議会の中でも、夏休み期間中に再度点検をしてくださいとお願いをしております。それと8月に開かれます、教頭連絡会の中で、実際に学校の安全マップと危機管理マニュアルを持ち寄って、そこで再点検をお願いしようということで、今、計画をしている最中でありますので、そういった部分を、先程あったように危険個所というのは増えていく部分があると思うんですね。それとできれば、やっぱり大きなサイズができれば良いのかなと、その辺もお願いをしていけるかと思っておりますので。

本仲委員 これが子どもまでね、学校の先生方だけで変えるんじゃなくて、子どもまでの指導

を、是非、お願いします。

奥間部長 はい、わかりました。

田端教育長 ほかにお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 13ページの男女混合名簿の件ですけど、学校の状況、課題とか、でてきているものがあれば教えていただけますか。あと、子ども達は急に名簿が変わることについて、何かトラブルじゃないけれど、子ども達への接し方とかはどうなっているのですか。

田端教育長 はい、奥間学校教育部長、どうぞ。

奥間部長 実は、この件に関しては、私が校長の時から教育委員会の校長連絡協議会の中で、2年以上前に、私、転勤してきたんですが、その時からLGBTへの取り組みがされておりました。学校の名簿とか、小学校は、割とすんなりと広くやっているんですが、中学校の方が、特に体育とかそういった部分で混合名簿は難しいんじゃないかというお話があったんですが、そういった部分は、やっぱり実際にLGBTという観点からすると、やっぱり一緒に混合でやっていく方が良いだろうということで、学校の校長先生方にも理解を得ながら、やってきておりました。ですから中学校によっては、今年から全面実施という形になっていますが、以前からそれに取り組んでいる学校もありましたので、今回、私も何校か、学校訪問をやって見ていると、席も混合でやっている所がほとんどに変わってきています。子ども達自身も、以前は体育とか技術は男女別にやっていたんですけど、今は、ほとんど一緒にやっている。体育は少し分かれている部分はあるんですけども、体育も今後は一緒にやるという方向性もあるというお話も聞いています。最初は少しトラブルが、トラブルというより先生方の方の戸惑いがあったということでもあります。慣れていけば何とかなるのかなということですね。今の所は。

本仲委員 田端教育長、報告があります。

田端教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 6月24日に、那覇中の運動会に行ってきたんですが、男女一緒に並んでいましたね。だから、あれが一つの、男女混合名簿の一つの表れた形なのかなというふうに思いました。奥間部長がおっしゃるように、将来的には体育もね。一緒にして、そこで子ども達に性差というものがね、運動能力とかが、要するに男女との違いみたいなものを教えるのに、良いんじゃないかなということは、この間、運動会を見ていて感じました。

田端教育長 順調に定着を目指しているという所ですね。はい、喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 ちょっと聞いて良いですか。小学校は良いと思うんですけど、中学校でトランスジェンダーの子に制服とか、何か、那覇市として配慮しているとか、あるんでしょうか。

田端教育長 これは、事例とか、方針とか、それについての質問ですか。

奥間部長 休憩をお願いします。

田端教育長 休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

田端教育長 休憩を解いて、再開いたします。奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。現状としましては、実際に性の多様性といった形に悩んでいる子どもが居りまして、その学校においては、その保護者、あるいは管理職が相談をしながら、この子より良い学習環境とか、教育環境を作るために、話し合いをしまして、制服等に関しても、きちんと対応をしているという形になっております。はい、以上です。

田端教育長 わかりました。ほかにもお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

田端教育長 休憩を解いて、再開いたします。6月議会答弁状況について、ほかにありませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ほかにご質問等がないようですので、報告2「那覇市議会6月定例会における議決議案及び代表・一般質問答弁状況について」は、終了いたします。

それでは以上を持ちまして、平成30年度第8回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

議案第13号	那覇市立図書館協議会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第14号	平成31年度教育委員会組織定員管理運営方針について	原案どおり可決
議案第15号	那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について	原案どおり可決